

**別添 I: G8 ムスコカ・イニシアティブ  
妊産婦、新生児及び乳幼児の健康<sup>1</sup>  
(仮訳)**

ムスコカ、カナダ、2010年6月25-26日

1. **原則:** このイニシアティブは長期持続的な成果のための一連の中核的原則に基づく。
  - 結果の持続可能性の確保。
  - 実績があり、費用対効果が高く、証拠に基づく施策。
  - 進展している国への支援を継続しつつ、最大のニーズを有する国に焦点。
  - 現地の支持を受けた国家主導の国家保健政策及び計画を支援。
  - よりよい調整と調和を通じた、開発の取組に関する一貫性の向上。
  - 説明責任の向上。
  - モニタリング、報告及び評価の強化。
  
2. **範囲:** このイニシアティブは、ミレニアム開発目標(MDGs)4及び5、並びに目標1(栄養)及び6(HIV/エイズ、マラリア)の要素に関連する。このイニシアティブは、妊産婦及び乳幼児の死亡による大きな負担を抱え、かつ家族計画に関して満たされないニーズに直面している途上国において、保健システムの強化に関する大幅な進展を達成することに焦点を当てている。妊産婦及び乳幼児の健康を改善することは、継続ケア、すなわち、妊娠前、妊娠期、出産期、幼年期、早期の幼児期にわたって、コミュニティレベルでの包括的で効果が高く、かつ統合された施策を必要とする。
  
3. このイニシアティブは例えば以下の要素を含む。すなわち、産前ケア、助産師による立会い出産、出産後のケア、自発的な家族計画を含む性と生殖に関する保健ケアとサービス、保健教育、感染症を含む病気の治療と予防、HIVの母子感染の防止、予防接種、基本的栄養及び安全な飲料水と衛生の分野における関連の取組である。
  
4. **情報:** 保健システム強化のための取組はまた、改善された保健情報システム、特に、人口動態統計の登録、定期的な世帯調査の実施、及び実施をモニターし評価するための応用研究を含まなければならない。より多く、より良い方法で、研究を実施・評価することにより、より迅速かつ効率的に成果を実現するための選択肢を特定することにつながる。

---

<sup>1</sup> ムスコカ・イニシアティブは、国連、世界保健機関(WHO)、妊産婦・乳幼児の健康のためのパートナーシップ、OECD、G8 科学学会、「2015年へのカウントダウン」を含む専門団体と協議して作成された。我々はまた、アフリカ連合と協議し、及びG8を通じてアフリカ個人代表(APR)ネットワークとも協議した。

5. **イノベーション:**イノベーションをより良く統合し、共有することは、より迅速に実施におけるボトルネックを克服し、成果を加速化させることを助け得る。既存のイノベーションは、携帯電話の今までにないような利用、人口動態統計の改善のための市民の登録手法、及び不足している保健従事者のより良い利用のためのタスク・シフティングを含む。
6. **有効性:**開発努力の一貫性、調整及び調和の改善並びに現行のメカニズム及びアプローチの効率の向上を通じ、開発におけるすべての投資の影響を最大化することは極めて重要である。我々はまた、WHO と緊密に調整された、世界銀行、世界基金及び世界予防接種イニシアティブ(GAVI)による、保健システム強化のための共同のプラットフォームを設立するための努力を支援する。
7. **メカニズム:**我々は新たな基金メカニズムを創設するものではない。各ドナーは、多国間機関、市民社会のパートナー及び途上国のパートナーへの直接的な二国間援助を含め、自らが最も効果的と考えるメカニズムを自由に選択することができる。
8. **国際的目標:**
  - a) 2010 年から 2015 年までの間、2001 年に設定された MDGs4 及び 5 に関する以下の目標を達成するため、G8 は、国際社会の多数のパートナーと共に以下に向けて協力する。
    - i) 1990 年から 2015 年の間の乳幼児の死亡率を 3 分の 2 減らす。
    - ii) 同じく 1990 年から 2015 年の間の妊産婦の死亡率を 4 分の 3 減らす。
    - iii) 2015 年までに、生殖に関する保健へのユニバーサル・アクセスを達成する。
  - b) これらの全体の達成には、先進国、新興国、途上国、財団、国際機関、非政府機関、民間セクター及び他の主体を含む、多大な、持続した、世界的努力が必要である。
9. **指標:**我々は、WHO が、途上国における進展を評価するための一連の中核的指標を特定するため、関係するパートナーと協働していることを歓迎する。これらの努力は、途上国に関する報告の負担を軽減するために指標の調和を図ることを目的とすべきである。ドナーとして、我々は、これらの共に合意した指標の枠内で取り組む。我々はまた、国の報告能力及び保健情報システムを支援する。
10. **方法と説明責任:**透明性と説明責任の重要性を認識し、我々は、2011 年に保健と食料安全保障に焦点を当てる我々の説明責任報告書を通じ、コミットメントの実施に関する進ちょくを追跡する。我々はまた我々のベースラインとコミットメントを決定するために用いた方法を公開した。